

## 「容量市場業務マニュアル メインオークションへの応札・容量確保契約書の締結編」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	8	(図 2-2) 発動指令電源のアグリゲーターは、電源等毎の応札手続き完了後に応札容量算定に用いた期待容量算定諸元一覧の提出の手続きを求められるケースはない(応札受領されれば、期日になれば約定結果が通知される)という理解でよいか。	ご理解のとおり、発動指令電源においては期待容量等算定諸元一覧の提出は不要です。
2	22	「メインオークションへの応札は電源等毎に行います。」における電源等とは電源等識別番号ごとという解釈でよいか。	ご理解のとおりです。
3	25	期待容量等算定諸元一覧の登録受付期間が 2 営業日(7/8～7/9)しかないが、応札受付(7/1～7/7) と分ける必要はないのではないかと。同時に 7/1～7/9 の間、受け付けられた方が、事業者の作業余裕ができるのではないかと。 また、事業者登録や電源等情報登録期間を延長いただいたように、応札受付期間についても、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた延長措置等を検討いただきたい。	応札情報登録後に行っていただく期待容量等算定諸元一覧のアップロードは、期待容量の提出書類の変更として実施されます。応札情報の登録受付期間中は期待容量の変更ができないため、応札情報の登録後に行ってください。 また、情勢を踏まえた延長措置等については、事業者さまの業務実態を踏まえ対応を柔軟に検討して参ります。一方で、容量市場は将来の供給力確保という重要な役割を担う仕組みであり、確実な供給力の確保の観点からスケジュールの見直しについては慎重に検討を行う必要もあるところ です。 お手続きにあたってお困りの事があれば、具体的なご事情とあわせて本機関までご相談ください。
4	39	表 3-2 には容量確保契約書が変更となる主なケースが挙げられているが、容量確保契約約款第 25 条契約には「容量提供事業者の事業者情報または電源等情報の内容が変更となる場合」が契約変更の一つとして挙げられているが、2020 年 10 月末までとされている契約締結以降は、BG コードの登録、異動に伴う事業者連絡先変更等のアセスメント対象容量に関わらない軽微な変更でも、容量確保契約の変更手続き(変更	表 3-2 はあくまで主なケースを記載したものです。BG コードの登録、異動に伴う事業者連絡先変更等のアセスメント対象容量に関わらない軽微な変更については容量市場システム上で完結し、容量確保契約書の変更手続きは生じません。 業務マニュアルの記載については、2024 年度対象のメインオークションに

No.	頁	ご意見	回答
		契約書の記名・押印等のやりとりが必要となるのか。それとも、契約変更には当たらず、容量市場システム上の変更手続きのみで良いのか明確にしていきたい。	おける契約実務等を踏まえ、今後も必要に応じて見直すことを検討します。
5	21	応札容量算定の章に発動指令電源（DR）に関する説明がないため、応札容量算定や入力項目を登録するプロセスが不要なのであれば、そういった記載を追加し、章立てとして他の電源と並列した記載にしていきたいです。	不要なプロセスについては記載しないことが合理的と考え、現在の記載としておりますが、発動指令電源においては応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の提出が不要である点について明記します。
6	25	応札容量算定に用いた諸元の提出を応札期間後の 2 営業日で提出することを求めているが、応札期間を含めた対応とするか期日の延長をしていただきたいです（容量市場システムの操作状況を鑑み、2 営業日では、システムトラブルやパンデミック等の状況下での対応に不安があるため）	今般の情勢を踏まえた期日延長等については、事業者さまの業務実態を踏まえ対応を柔軟に検討して参ります。一方で、容量市場は将来の供給力確保という重要な役割を担う仕組みであり、確実な供給力の確保の観点からスケジュールの見直しについては慎重に検討を行う必要もあるところでは。 お手続きにあたってお困りの事があれば、具体的なご事情とあわせて本機関までご相談ください。
7	26	表 2-6 の変更理由記載欄に事由を固定的に記載するよう見受けられるため、文言編集をしていただきたいです	「2.1.4 応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の提出」における変更理由については「応札容量を追記したため」と固定で記載いただきます。
8	40	アセスメント対象容量算定のプロセスで、発動指令電源（DR）の項目がないため、発動指令電源（DR）の項目を追加し、プロセスがないのか、プロセスを記載するか、対応していただきたいです	発動指令電源におけるアセスメント対象容量は容量確保契約容量となります。期待容量等算定諸元一覧を用いた算定プロセスがないため記載しておりません。ご意見を踏まえ、発動指令電源においてはアセスメント対象容量は容量確保契約容量となる旨を記載します。
9	37	容量確保契約の締結にあたり、契約は電子契約となるのでしょうか、それとも契約書面を取り交わす扱いでしょうか。書面契約の場合、契約書は何号文書となるのでしょうか（印紙税はいくらでしょうか）	容量市場システムに登録された情報に基づく契約書面を取り交わすこととなります。印紙税については、当該書面が印紙税法別表第 1(課税物件表)に掲げられている文書に該当しないとの認識のもと、国税庁と調整中です。当該取り扱いについては別途公表いたします。

No.	頁	ご意見	回答
10	19	2.1.2-ウ.1の4行目に「期待容量等算定諸元一覧（様式3）のシートは、」ありますが（様式2）でないでしょうか	ご指摘のとおりですので、当該箇所を修正いたします。
11	31	別紙に関して、本誌に記述がないように見受けられますが、掲載いただけないでしょうか（契約締結を円滑に進めるための事前確認のため）	容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2024年度）の添付資料（別添1-②）として「容量確保契約書 別紙」を掲載しております。
12	37	3.1.3.2で、「容量確保契約書を本機関へ1部返送してください。」とあるが、送付期限はあるのでしょうか。あれば明記して頂きたいです。契約変更・解約でも、必要ならば、期限記述をしてください。	返送期限は設けませんが、2024年度対象のメインオークションにあたっては、容量市場業務マニュアル以外での公表を予定しております。
13	24	「2.1.2 応札容量の算定」（p.10）にて、発動指令電源は応札容量の算定は不要な旨を記載いただいておりますが、「2.1.4 応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の提出」（p.24）の、期待容量等算定諸元一覧の提出についても、発動指令電源は不要と認識しております。 2.1.4.でも、その旨明記いただきたい。	ご意見を踏まえ、当該箇所を修正いたします。
14	25	「2.1.4 応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の提出」において、応札受付期間の終了後2営業日以内に期待容量等算定諸元一覧を容量市場システムに登録することとなっております。記載内容の不備のために再提出などが必要になった場合、2営業日で完了できない恐れがあります。システム制約がなければ応札期間中での登録を可能とする、あるいは1週間（5営業日）程度に期間を延ばしていただきたい。	やむを得ない事情により2営業日で完了できない場合は個別で対応しますので、お困りの場合は具体的な状況と合わせて本機関までご相談ください。
15	39	容量確保契約書の内容を変更する場合の想定として、（1）「容量確保契約約款の第26条に基づく権利および契約上の地位の譲渡がなされた場合」と記載されている。容量確保契約約款第26条では、本契約上の地位等を譲渡又は承継する場合、事前に広域機関の同意を得ることとなっているが、この契約書の記載内容確認のタイミングまでに契約上の地位等を譲渡承継することとなった場合、どのような手続きによれば良い	容量確保契約を承継する事業者は事業者コードを有する電気供給事業者である必要があります。 契約の承継については多様な状況が考えられるため、現時点で類型化した手続きをお示しにくい状況です。具体的に想定している事案があれば

No.	頁	ご意見	回答
		か。また、承継先の事業者は、事業者コードを有している必要があるか。必要だとすれば、いつまでに取得すればよいか。	個別で本機関までご相談ください。
16	39	容量確保契約書の内容を変更する場合の想定として、(1)「容量確保契約約款の第 26 条に基づく権利および契約上の地位の譲渡がなされた場合」と記載されているが、「権利義務および契約上の地位の譲渡」ではないか。	ご指摘のとおりですので、当該箇所を修正いたします。